



九州ひぜん信用金庫

第71期 事業のご報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

KYUSYU HIZEN SHINKIN BANK
REPORT2021

 街に笑顔の花 咲かせましょう
九州ひぜん信用金庫



◆当 金 庫 の 経 営 理 念

中小企業の健全な育成発展
豊かな国民生活の実現
地域社会繁栄への奉仕

◆基 本 方 針

地元へ奉仕する金融機関として、大衆のよりよき相談相手となり、経営規模の拡大を図り地域経済の発展に寄与する。

◆経 営 方 針

1. 健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期すと共に金融機関としての地位を高める。
2. 国民大衆の金融機関としての特性を発揮し、地域経済発展のため積極的な融資並びに強力な貯蓄増強を行う。
3. 組織的事業運営の認識を広め、人材を登用して経営責任を明確にする。
4. 全役職員の資質向上をはかると共に生活の安定に努める。

◆金 庫 の 概 要

設 立	昭和26年4月11日
本 店	佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地
店舗数	18店舗
会員数	16,315名 普通出資金911百万円
常勤役員	169名 (2022年3月末現在)

会員の皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より九州ひぜん信用金庫に格別の御愛顧を賜り役職員一同心より厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス」の感染拡大により健康被害を受けられた皆様、事業等に影響を受けておられる皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、令和3年度の国際金融経済情勢は、新型コロナウイルス感染症のまん延が2年以上に渡って続いている中、変異株オミクロンの感染拡大により、経済活動が大幅に制約されたことに加え、年度後半においては、ロシアによるウクライナ侵攻は第二次世界大戦以降最大の懸念材料となりました。

国内金融経済情勢においては、新型コロナウイルス感染症の動向に影響されながらも1年遅れで東京オリンピック・パラリンピックの開催が行われ、ワクチン接種も開始されたことで、感染症と経済の両立を模索した年でもありました。企業業績においては、収益の持ち直しが続く中、設備投資も増加しており、デジタル化や脱炭素といったことが注目されております。企業倒産においては、官民一体となった資金繰り支援もあり倒産件数は、低水準で推移しておりますが、円安懸念、原油価格高騰・資材価格上昇など新たな懸念も発生している状況であります。

地域経済については、佐賀・長崎管内経済情勢報告によると「新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」と総括されております。また、佐賀県武雄地区においては、令和元年度に引き続き、令和3年度においても水害被害が発生したこともあり、地元経済へ大きな影響を及ぼしました。

九州ひぜん信用金庫は、創立以来の経営理念である「中小企業の健全な育成発展」、「豊かな国民生活の実現」、「地域社会繁栄への奉仕」を役職員一同が胸に刻み、地域や中小企業が抱える課題と真摯に向き合い、地域の皆様のニーズに応じた金融・非金融サービスの提供を重ねて参りました。その結果、経常利益は293百万円となり、当期純利益は234百万円となりました。これも偏に会員の皆様のご支援の賜物であると深く感謝申し上げます。

本年度は、新中期事業計画『ひぜしん「支援力の強化と変革への挑戦」』2年目となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた地域経済の回復のため、お客さまとのリレーションシップを追求し、地域に根ざした協同組織金融機関として、会員、お客様、そして地域が抱える課題の解決に尽力し、その幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献することを目指してまいります。今後とも倍旧のご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げますとともに、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息宣言や世界平和とともに、平穏な日々と皆さまの笑顔が溢れる日常が戻ってこられることを祈念申し上げますご挨拶と致します。

令和4年6月 九州ひぜん信用金庫

会 長 溝上邦治

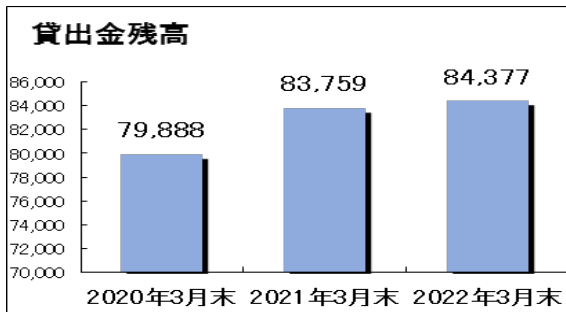
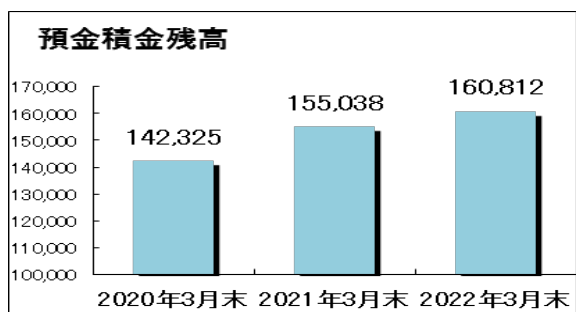
理事長 松永 功

2021年度 業績ハイライト

▶▶ 預金積金・貸出金残高

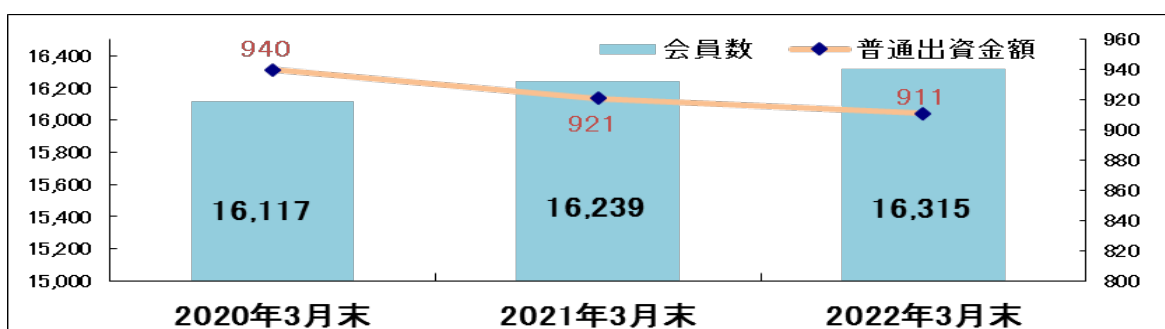
預金量、貸出金量ともに大幅に増加しました。
預金は10年連続の増加で1,608億円となりました

(単位：百万円)



▶▶ 出資金および会員の状況

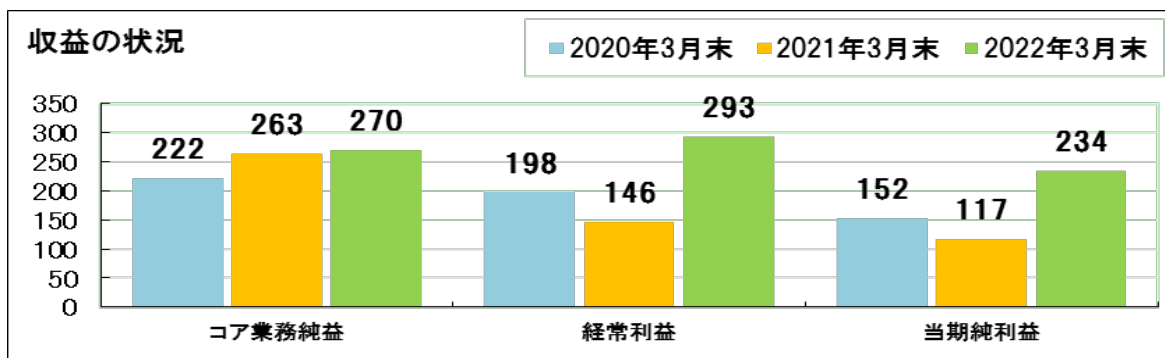
(単位：百万円・名)



▶▶ 収益の状況 (業務純益・経常利益・当期純利益)

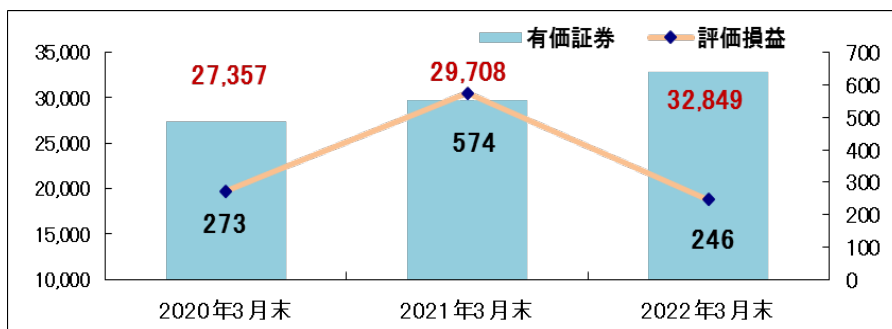
最終利益は234百万円と増益になりました。また金融機関の本来の収益力を示すコア業務純益は7百万円の増益で270百万円となりました

(単位：百万円)



▶▶ 有価証券の状況【残高・評価損益 (その他保有目的有価証券)】

(単位：百万円)



債券市場金利の上昇により、国債等を中心に有価証券評価益が減少しました。今後も国内債を中心に安全運用を心掛けてまいります

2021年度 業績ハイライト

自己資本比率の状況

「単体自己資本比率」9.42%

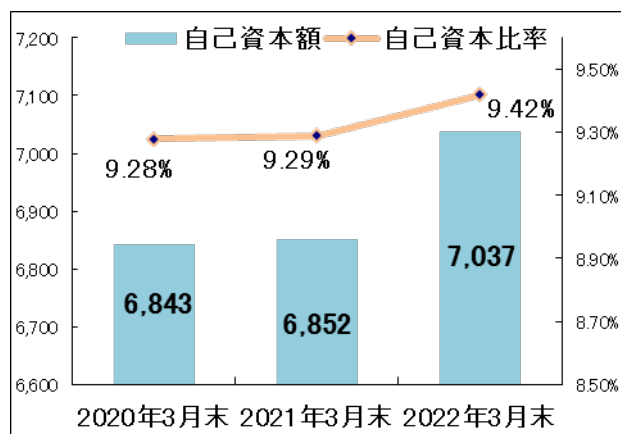
ひげしんは健全経営を続けております

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
自己資本の額	6,843	6,852	7,037
リスク・アセット等計	73,721	73,681	74,694
単体自己資本比率	9.28%	9.29%	9.42%
総所要自己資本額	2,948	2,947	2,987

(単位：百万円)

自己資本比率は、リスクの可能性のある資産に対して自己資本がどれだけあるかを示す指標で、金融機関経営の健全性・安全性を示す指標です。

2022年3月期の自己資本比率は、9.42%と増加しました。なお自己資本額は每期着実に増加しており、今期は185百万円増の7,037百万円を確保。国内基準である4%を大きく上回る水準となっております。この水準は、ひげしんの経営が健全かつ安全であることを示しております。



不良債権の状況（金融再生法）

(単位：百万円)

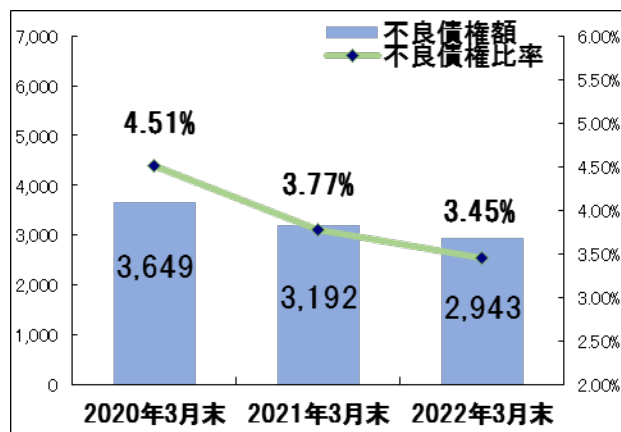
開示債権区分	2022年3月期	担保・引当金等による保全額	保全率
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,235	1,235	100.00%
危険債権	1,139	858	75.32%
要管理債権	568	314	55.29%
不良債権計	2,943	2,408	81.81%
正常債権	82,155		
合計	85,098		
不良債権比率	3.45%		

不良債権比率 3.45%、保全率は 81.81%
不良債権に十分な保全をはかっております

ひげしんでは、金庫自己査定基準に沿って、適性かつ厳格な自己査定を行っております。

2022年3月期の不良債権額は、不稼働資産の処分を積極的に行った結果249百万円減少し、不良債権比率は3.45%と低下しました。

なお、担保・貸倒引当金により、不良債権の81.81%を保全しており、内部留保とあわせて十分な保全をはかっております。



1. 事業の概況

(1) 事業成績の推移

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
預 金 積 金	137,114 百万円	142,325 百万円	155,038 百万円	160,812 百万円
定期預金	87,767	89,623	91,508	94,979
定期積金	4,320	4,182	4,042	3,973
その他	45,026	48,519	59,487	61,859
貸 出 金	80,163	79,888	83,759	84,377
会 員	66,629	66,546	71,574	72,100
会 員 外	13,533	13,341	12,185	12,276
有 価 証 券	26,130	27,357	29,708	32,849
国 債	2,984	2,334	2,893	4,017
そ の 他	23,146	25,023	26,814	28,831
総 資 産	147,561	152,113	174,840	180,415
内国為替取扱高	153,574	162,473	174,250	177,937
経 常 利 益	221,975 千円	198,212 千円	146,843 千円	293,543 千円
当 期 純 利 益	174,817	152,523	117,073	234,448

(注) 記載金額は金額単位未満を切り捨てて表示しております(以下の各表についても同様です)。

(2) 決算期後に生じた当庫の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

2. 当庫の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前年度末	当年度末
出 資 金	2,021 百万円	2,011 百万円
普通出資金	921	911
優先出資金	1,100	1,100

(2) 出資金の状況(当年度末現在)

イ. 普通出資

普通出資1口の金額 500円

普通出資者の出資の最低限度額 5,000円

区 分	出資者数	出資金額	処分未済持分
個 人	13,733	660 百万円	7 百万円
法 人	2,582	251	0
合 計	16,315	911	7

ロ. 優先出資

優先出資1口の金額 5,000円

優先出資の総口数の最高限度 1,000,000口

発行済優先出資の総口数 440,000口

(3) 役員 の 状 況

定款に定める理事数 12人以内
定款に定める監事数 3人以内

区 分	前年度末	当年度末
理事 (うち非常勤)	10人 (2)	9人 (2)
監事 (うち非常勤)	3 (2)	3 (2)
合計 (うち非常勤)	13 (4)	12 (4)

(4) 職員 の 状 況

区 分	前年度末	当年度末
職 員 数	162人	161人
平均年齢	39歳0月	41歳5月
平均勤続年数	16年2月	17年5月
平均給与月額	241千円	250千円

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前年度末	当年度末
武 雄 市	4店 (うち出張所) (-)	4店 (うち出張所) (-)
鹿 島 市	1 (-)	1 (-)
嬉 野 市	1 (-)	1 (-)
杵 島 郡	2 (-)	2 (-)
佐 世 保 市	7 (-)	7 (-)
大 村 市	3 (-)	2 (-)
諫 早 市	1 (-)	1 (-)
合 計	19 (-)	18 (-)
店舗外現金自動設備	4	5

ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

西大村支店を令和4年2月10日(木)に廃止し、大村支店へ統合しております。

ハ. 信用金庫代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 信用金庫が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
信 金 中 央 金 庫

ホ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

該当事項はありません。

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

該当事項はありません。

(7) 預金等総額の状況

区 分	当年度開始時	翌年度開始時
預 金 等 総 額	1,550億円	1,608億円

（注）預金等総額は、信用金庫法施行令第5条の2第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載しています。

3. 自己資本比率の状況（当期末現在）

（単位：百万円）

自己資本の額（(ロ) - (ハ)）(イ)		7,037
コア資本に係る基礎項目の額	(ロ)	7,048
コア資本に係る調整項目の額	(ハ)	11
リスク・アセット等計	(ニ)	74,694
信用リスク・アセットの額		70,990
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		3,704
自己資本比率（(イ) / (ニ)）		9.42%

4. 庶務の概要

総代会

令和3年6月18日「第70期通常総代会」を九州ひぜん信用金庫本店において開催し、次の報告事項及び議案が付議され、原案どおり承認可決されました。

報告事項

第70期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案の承認に関する件
- 第2号議案 定款の一部変更に関する件
- 第3号議案 会員の除名に関する件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 理事および監事の報酬限度額に関する件

5. 信用金庫の沿革

大正 5年10月	佐世保実業信用組合設立
12年 2月	有限責任信用組合佐世保庶民金庫に名称変更
昭和18年 4月	市街地信用組合法により佐世保庶民信用組合に名称変更
26年10月	信用金庫法により佐世保庶民信用金庫に名称変更
38年 4月	大村信用金庫（3店舗）と合併し、西九州信用金庫に名称変更
昭和26年 4月11日	溝上留次、大町信用組合を大町町に設立
27年 9月13日	大町信用組合が武雄信用組合を吸収合併し、名称を杵島信用組合と変更
27年 9月14日	武雄支店開設
28年 4月 1日	信用金庫法に基づき杵島信用金庫に移行
38年 1月18日	本店を武雄市に移転、同時に大町支店開設
平成21年 2月13日	西九州信用金庫と合併契約
22年 2月15日	西九州信用金庫（11店舗）と合併し「九州ひぜん信用金庫」と名称変更

貸借対照表

第71期（令和4年3月31日現在）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
現金	2,661	預金積金	160,812
預け金	57,580	当座預金	2,297
有価証券	32,849	普通預金	57,262
国債	4,017	貯蓄預金	150
地方債	9,267	通知預金	94
社債	10,731	定期預金	94,979
株式	433	定期積金	3,973
その他の証券	8,398	その他の預金	2,055
貸出金	84,377	借入金	10,337
割引手形	255	借入金	10,337
手形貸付	4,248	その他負債	398
証書貸付	76,197	未決済為替借	30
当座貸越	3,674	未払費用	62
その他資産	868	給付補填備金	1
未決済為替貸	13	未払法人税等	19
信金中金出資金	618	前受収益	65
未収収益	126	払戻未済金	10
その他の資産	109	職員預り金	38
有形固定資産	2,322	リース債務	105
建物	726	その他の負債	64
土地	1,412	退職給付引当金	163
リース資産	99	役員退職慰労引当金	147
その他の有形固定資産	84	睡眠預金払戻損失引当金	11
無形固定資産	11	再評価に係る繰延税金負債	237
ソフトウェア	8	債務保証	588
その他の無形固定資産	2	負債の部合計	172,698
繰延税金資産	120	(純資産の部)	
債務保証見返	588	出資金	2,011
貸倒引当金	△964	普通出資金	911
(うち個別貸倒引当金)	(△876)	優先出資金	1,100
		資本剰余金	581
		資本準備金	581
		利益剰余金	4,332
		利益準備金	1,082
		その他利益剰余金	3,250
		特別積立金	2,800
		(優先出資消却積立金)	(1,450)
		当期末処分剰余金	450

		処分未済持分	△7
		会員勘定合計	6,917
		その他有価証券評価差額金	178
		土地再評価差額金	620
		評価・換算差額等合計	799
		純資産の部合計	7,716
資産の部合計	180,415	負債及び純資産の部合計	180,415

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 34年～39年

その他 3年～10年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間における累積の貸倒実績率の3期間平均値に基づき決定した予想損失率により算定しております。

貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という）に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき決定した予想損失率により算定しております。

すべての貸出金等債権は、資産の自己査定基準に基づき営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査法務部が査定結果を監査しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制

度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
- | | |
|-------------------------------|---------------|
| 年金資産の額 | 1,732,930 百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887 百万円 |
| 差引額 | △84,957 百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在）
- 0.1362%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 178,469 百万円及び別途積立金 93,511 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 25 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

10. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（令和元年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この結果、財務諸表等に与える影響は軽微であります。

11. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の見積り

(1)財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 964 百万円

(2)見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表 注 6.」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、当金庫は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。

② 見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後当面の間は続くものと想定し、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

1 2. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 66 百万円

1 3. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金積金を除く)はありません。

1 4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,652 百万円

1 5. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国証券、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,235 百万円
危険債権額	1,139 百万円
三月以上延滞債権額	8 百万円
貸出条件緩和債権額	559 百万円
合計額	2,943 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

1 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は255百万円であります。

1 7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	定期預金	1,975 百万円 (内国為替決済保証金)
	定期預金	600 百万円 (信金中央金庫借入金に対する担保)
有価証券	地方債	100 百万円 (日本銀行歳入代理店契約に基づく担保)
	国債	1,658 百万円 (日本銀行新型コロナ対応金融支援特別オペに基づく担保)
	地方債	4,368 百万円 (日本銀行新型コロナ対応金融支援特別オペに基づく担保)

社 債 5,071 百万円（日本銀行新型コロナ対応金融支援特別オペに基づく担保）

担保資産に対応する債務

借 用 金 10,337 百万円

また、その他の資産には、保証金 7 百万円が含まれております。

18. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める方法、すなわち「地価税法」（平成 3 年法律第 69 条）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が、定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は 357 百万円であります。

19. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は 250 百万円であります。

20. 出資 1 口当たりの純資産額 3,041 円 67 銭

21. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査法務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議

を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM 委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び ALM 委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間 6 ヶ月、過去 5 年の観測期間で計測される 99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の 99 パーセンタイル値を用いた当事業年度末現在の経済価値は、1,345 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

2.2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	57,580	57,635	54
(2) 有価証券	32,824	32,824	-
その他有価証券	32,824	32,824	-
(3) 貸出金(*1)	84,377		
貸倒引当金(*2)	△962		
	83,414	83,351	△62
金融資産計	176,481	176,473	△7
(1) 預金積金(*1)	160,812	160,841	28
(2) 借入金(*1)	10,337	10,340	3
金融負債計	171,150	171,182	31

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在

価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	22
組合出資金(*2)	1
合 計	24

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	8,600	19,600	300	2,850
有価証券	1,876	8,462	8,711	7,356
その他有価証券のうち満期 があるもの	1,876	8,462	8,711	7,356
貸出金(*2)	13,290	30,014	20,903	14,745
合 計	23,766	58,076	29,914	24,951

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含まれておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 預金積金および借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	94,588	3,765	1	52
借入金	10,060	240	37	-
合 計	104,648	4,005	38	52

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、期間の定めがないものは含まれておりません。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるもの	株式	230	190	39
	債券	12,440	12,140	300
	国債	1,004	997	6
	地方債	6,186	6,003	182
	社債	5,250	5,139	111
	その他	3,223	2,886	337
	小 計	15,895	15,217	678
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	180	205	△25
	債券	11,575	11,805	△229
	国債	3,013	3,097	△83
	地方債	3,081	3,155	△74
	社債	5,480	5,552	△71
	その他	5,173	5,349	△176
	小 計	16,929	17,361	△431
合 計		32,824	32,578	246

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	464	44	39
債券	201	1	0
国債	201	1	0
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,103	44	3
合 計	2,769	90	43

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が50%以上となった場合は回復可能性なしとみなし、減損処理を行うこととしています。また、下落率が30%以上50%未満の場合は、著しい下落とみなし、該当する有価証券についてその時価の推移および発行体の財政状態等を勘案して回復可能性を判定し、回復可能性のないものについては減損処理を行うこととしています。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,005百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが6,622百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	単位：百万円
貸倒引当金	179
減損損失	194
退職給付引当金	45
その他	67
繰延税金資産小計	486
評価性引当額	△298
繰延税金資産合計	188
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	68
繰延税金負債合計	68
繰延税金資産の純額	120

損 益 計 算 書

第71期

〔 令和 3年 4月 1日から
令和 4年 3月31日まで 〕

科 目	金	額
経 常 収 益		2,375,892 千円
資 金 運 用 収 益	2,025,967	
貸 出 金 利 息	1,660,145	
預 け 金 利 息	67,327	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	283,101	
そ の 他 の 受 入 利 息	15,393	
役 務 取 引 等 収 益	187,437	
受 入 為 替 手 数 料	71,041	
そ の 他 の 役 務 収 益	116,395	
そ の 他 業 務 収 益	35,447	
国 債 等 債 券 売 却 益	20,329	
そ の 他 の 業 務 収 益	15,117	
そ の 他 経 常 収 益	127,040	
株 式 等 売 却 益	69,081	
そ の 他 の 経 常 収 益	57,958	
経 常 費 用		2,082,349
資 金 調 達 費 用	44,633	
預 金 利 息	42,514	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	730	
借 用 金 利 息	992	
そ の 他 の 支 払 利 息	396	
役 務 取 引 等 費 用	271,150	
支 払 為 替 手 数 料	22,224	
そ の 他 の 役 務 費 用	248,925	
そ の 他 業 務 費 用	3,699	
国 債 等 債 券 売 却 損	2,275	
そ の 他 の 業 務 費 用	1,424	
経 費	1,640,831	
人 件 費	1,024,163	
物 件 費	581,872	
税 金	34,795	
そ の 他 経 常 費 用	122,034	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	35,941	
株 式 等 売 却 損	40,756	
そ の 他 の 経 常 費 用	45,335	
経 常 利 益		293,543
特 別 利 益		499
固 定 資 産 処 分 益	499	

特 別 損 失		32,640
固定資産処分損	32,640	
税引前当期純利益		261,402
法人税、住民税及び事業税		19,426
法人税等調整額		7,527
法人税等合計		26,953
当期純利益		234,448
繰越金（当期首残高）		175,555
土地再評価差額金取崩額		40,147
当期未処分剰余金		450,152

注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益の金額は118円93銭です。

剰余金処分計算書

第71期 [令和 3年4月 1日から
令和 4年3月31日まで]

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	450,152,106 円
剰 余 金 処 分 額	183,546,915
利 益 準 備 金	50,000,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年2.0%)	18,146,915
優 先 出 資 に 対 す る 配 当 金 (年0.7%)	15,400,000
優 先 出 資 消 却 積 立 金	100,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	266,605,191

以上の通り報告いたします。
令和4年6月

会 長	溝 上 邦 治	松 永 正 功	石 橋 正 広
理 事 長	桑 原 上 武	溝 井 手 武	片 瀨 浩 明
専 務 理 事	勢 山 口 松 義	井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
常 務 理 事	成 鶴 富 永 英	井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
常 勤 理 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
常 勤 理 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
常 勤 理 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
理 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
理 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
常 勤 監 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
監 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明
員 外 監 事		井 手 瀨 浩 明	片 瀨 浩 明

会計監査人の監査報告書謄本 独立監査人の監査報告書

令和4年5月25日

九州ひぜん信用金庫
理事会 御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 瀧村 正治
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、九州ひぜん信用金庫の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚

偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、九州ひぜん信用金庫の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 71 期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして、信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関し、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

九州ひぜん信用金庫

常勤監事	成 松 義 秀
監 事	鶴 田 学
監 事	富 永 英 樹

（注）監事富永英樹氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。